

第1章 日本を支える中小企業と弁護士

日弁連は、法の支配を社会の隅々に行き渡らせ、利用しやすく頼りがいのある司法を築くことを使命としている。この使命を果たす上で、いまだ十分に法的支援が行き渡っていない中小企業にもリーガルサービスを提供する必要があると考えている。

「中小企業」の範囲は広い。個人事業主や小規模事業者が中小企業に含まれるのは当然として、資本金の額が3億円以下の製造業も中小企業に該当する。2016年のデータによれば、日本の中小企業数は約358万者、全企業の99.7%にのぼる。中小企業・小規模事業者の概要は、以下のとおりである。

本特集では、日本を支えているといっても過言ではない中小企業における弁護士のニーズ、現時点での弁護士及び日弁連による中小企業支援の取組状況について統計的なデータに基づき、概要等を説明する。

資料 特2-1-1 中小企業者の定義 出典：中小企業庁ホームページ

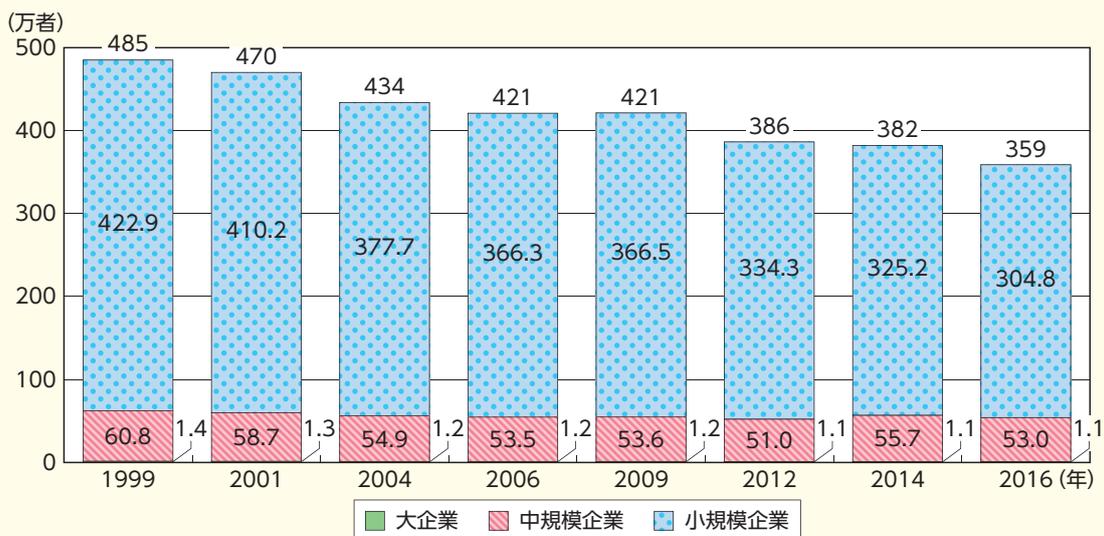
業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

上記にあげた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。

資料 特2-1-2 小規模企業者の定義 出典：中小企業庁ホームページ

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

資料 特2-2 企業規模別企業数の推移 出典：中小企業庁「2020年版 中小企業白書」



資料：総務省「平成11年、13年、16年、18年事業所一企業統計調査」、平成21年、26年経済センサス一基礎調査」、総務省一経済産業省「平成24年、28年経済センサス一活動調査」再編加工

【注】1. 企業数一会社数十個人事業者数とする。

2. 「経済センサス」では、商業・法人登記等の行政記録を活用して、事業所・企業の補足範囲を拡大しており、「事業所・企業統計調査」による結果と単純に比較することは適切ではない。

3. グラフの上部の数値は、企業数の合計を示している。

第2章 中小企業の弁護士ニーズ調査

日弁連は、過去2回、中小企業を取り巻く状況等に関する情報収集、中小企業における弁護士ニーズの把握・発掘、弁護士の活動領域の拡大を図ることを目的として、中小企業を対象としたアンケート調査を実施している。以下は、その回答結果によるものである。いずれのアンケート調査結果も、日弁連ホームページ（HOME>公表資料>統計・調査（弁護士白書等）>各種アンケート結果）に掲載されている。

第1回中小企業の弁護士ニーズ調査（2006年～2007年実施）※以下、**調査1**と表記。

【調査概要】

調査対象：全国の中小企業 15,450社（東京地域調査：3,000社、東京以外調査：12,450社）
 調査期間：東京地域調査 2006年12月7日～12月28日
 東京以外調査 2007年5月14日～6月1日
 有効回答数：3,214社（東京調査2,647社、東京以外調査567社）（有効回答率20.8%）

第2回中小企業の弁護士ニーズ調査（2016年実施）※以下、**調査2**と表記。

【調査概要】

調査対象企業：15,000社
 調査期間：2016年7月8日～9月15日
 回答企業数：3,887社（回答率25.9%）

1 相談できる弁護士の有無

2006年～2007年に実施した**調査1**では、これまでの弁護士利用を、2016年に実施した**調査2**では、過去10年間での弁護士の利用経験を調査している。

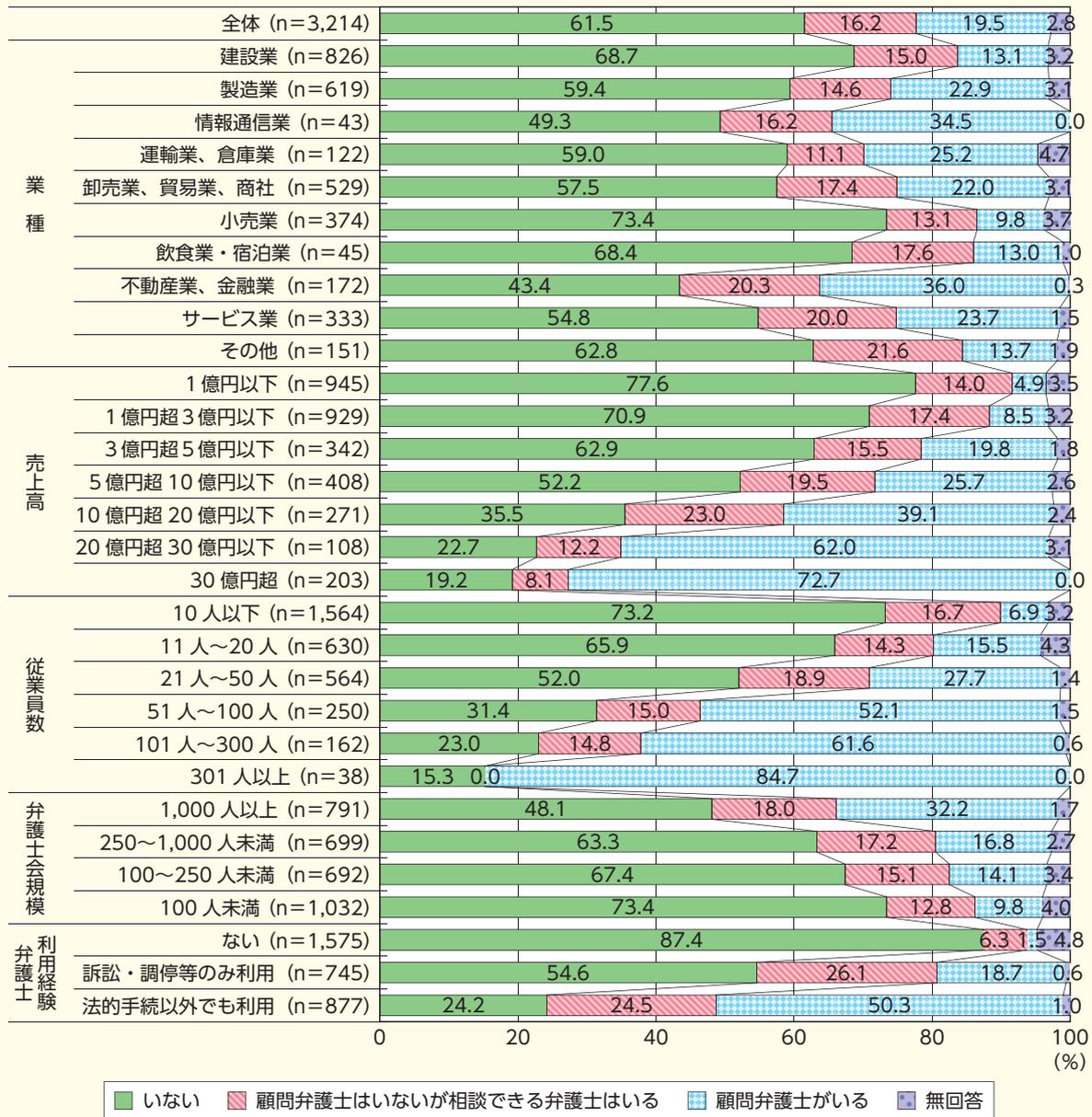
結果を業種別に見ると、**調査1**・**調査2**ともに、「不動産業、金融業」「情報通信業」で「相談できる弁護士がいる（顧問弁護士がいるか、相談できる弁護士がいる）」の比率が高くなっている。また、**調査1**と比べ、**調査2**では、「飲食店、宿泊業」の「相談できる弁護士がいる」の比率が20ポイント以上増加している。

また、売上規模別、従業員数別のデータを見ると、**調査1**・**調査2**ともに、規模が大きくなればなるほど「顧問弁護士がいる」を含め「相談できる弁護士がいる」の割合が増加し、特に売上額5億円以上の中小企業には弁護士の有用性が伝わっているが、それ以下のところには弁護士の有用性が伝わりきっていない実情が明らかとなった。

弁護士会規模別のデータでは、弁護士数と相談できる弁護士の有無が相関関係にあることがうかがわれる。司法制度改革で弁護士数が増加したことで、小規模の弁護士会（*）においても相談できる弁護士をもつ企業の割合が、**調査1**に比べ、微増している。

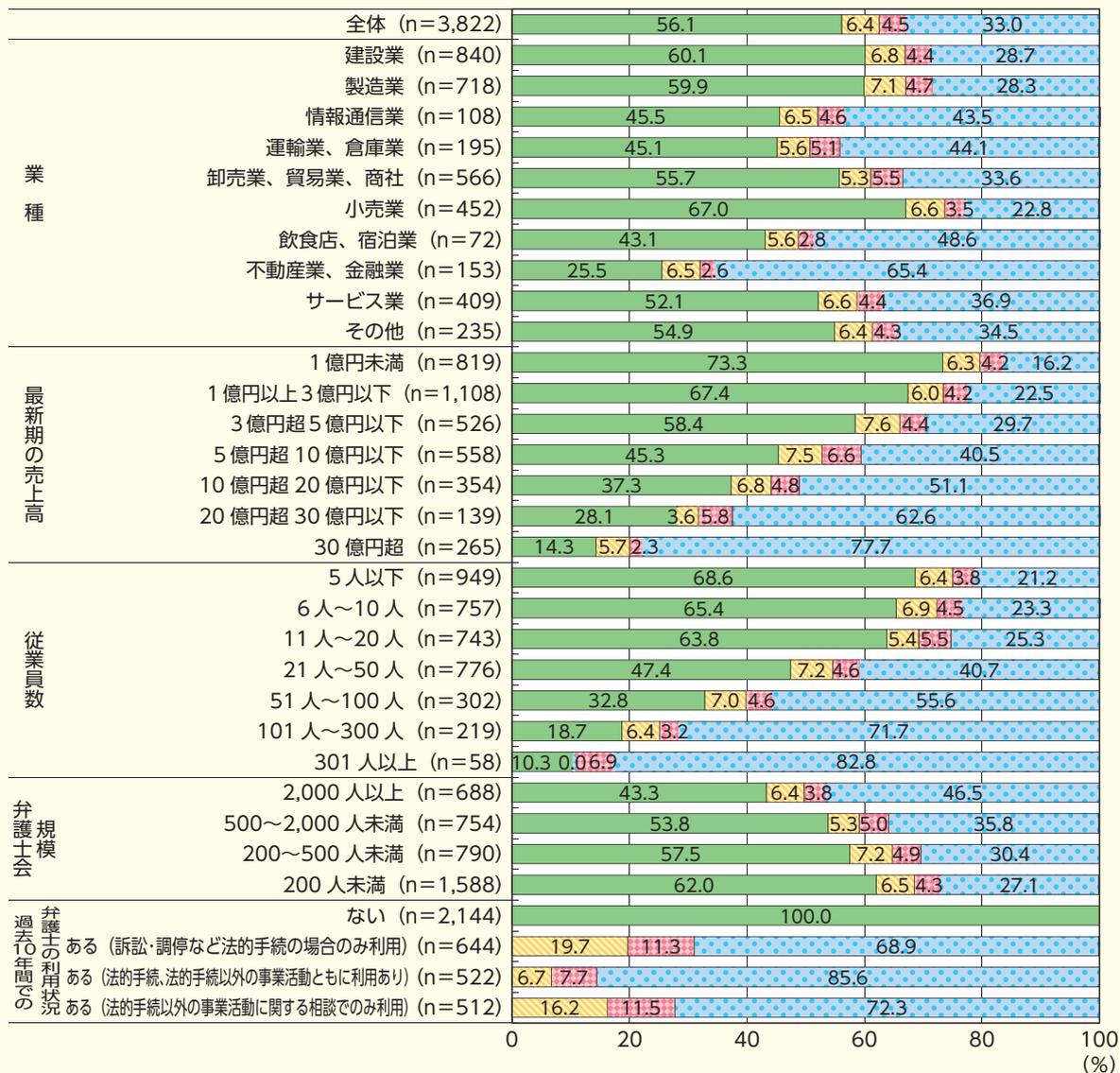
*小規模の弁護士会…**調査1**では所属弁護士数100人未満の24弁護士会、**調査2**では所属弁護士数200人未満の29弁護士会を該当の弁護士会として定義していた。

資料 特2-3-1 顧問弁護士・相談できる弁護士の有無 調査1



【注】 nは有効回答数、%は有効回答率の数値。

資料 特2-3-2 相談できる弁護士の有無 (単一回答) 調査 2



■ いない
 ■ 以前は相談できる弁護士がいたが、現在はいない
 ■ 以前は相談できる弁護士がいなかったが、現在はいる
 ■ 以前も現在も相談できる弁護士がいる

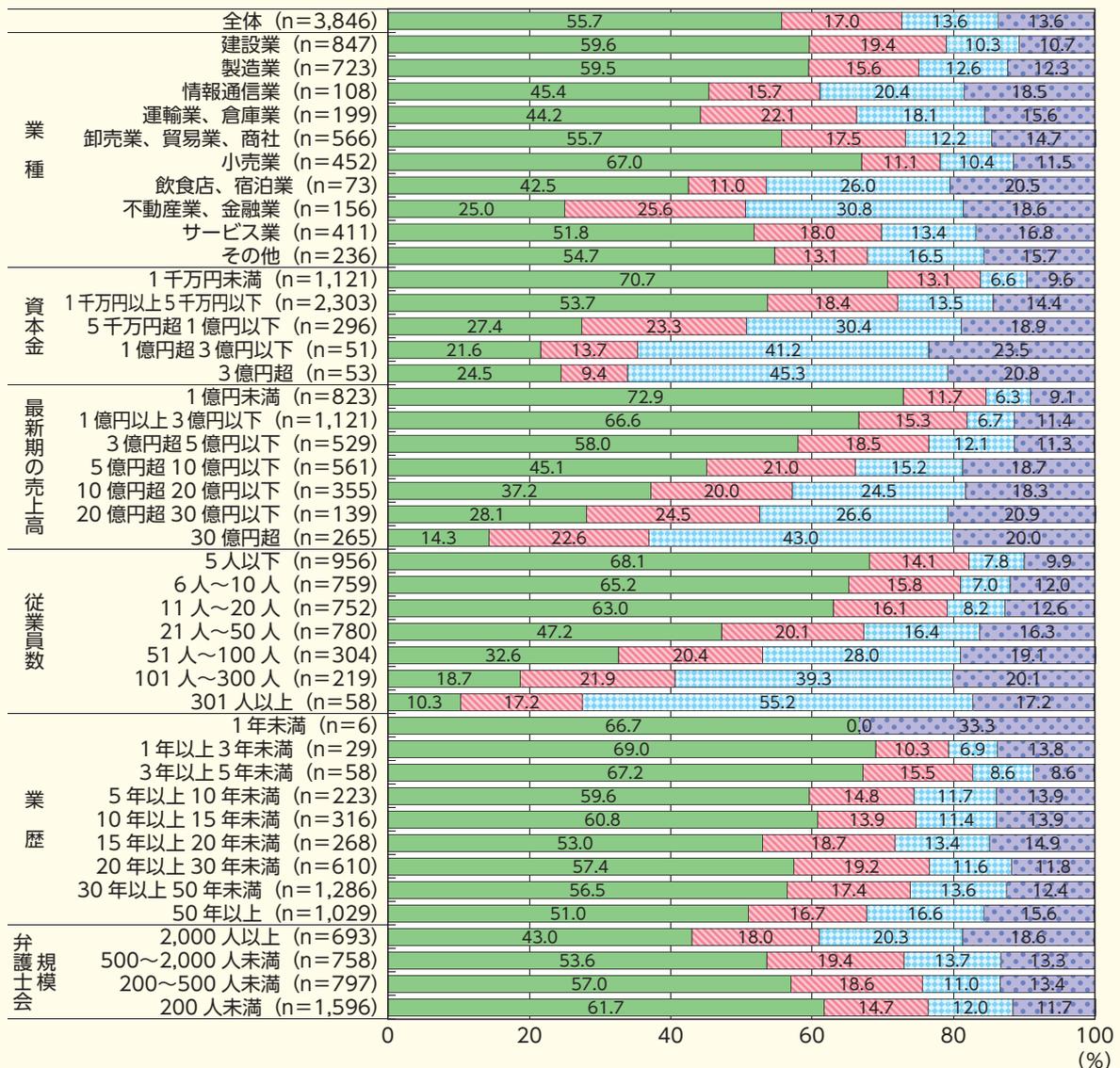
【注】 nは有効回答数、%は有効回答率の数値。

2 弁護士の利用状況

このデータは、「調査2」において、10年以内の弁護士の具体的な利用方法について調査したデータである。業種別では、「不動産業、金融業」が法的手続かどうかを問わず利用率が高い。また「飲食店、宿泊業」は、「法的手続以外の事業活動に関する相談でのみ利用あり」の割合が20%以上と高い。

また、規模別では、売上高、従業員数ともに規模の大きな事業者ほど利用率が高まる。さらに、売上高が10億円を超えた段階、従業員数が51人以上の段階で、「法的手続の場合のみ利用あり」の割合よりも、「法的手続、法的手続以外の事業活動ともに利用あり」の割合が上回る結果となり、事業規模が大きくなるほど弁護士に対するニーズが高まり、弁護士を日常的に利用する機会が増加することがうかがわれる。

資料 特2-4 弁護士の利用×属性情報（単一回答） 調査2



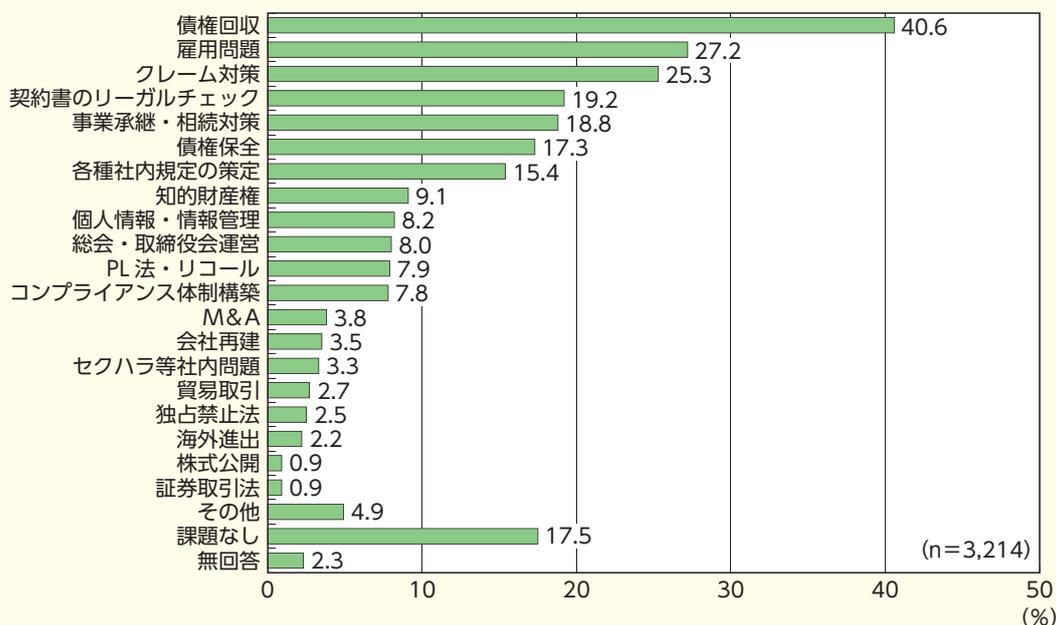
■ ない
 ■ 訴訟・調停など法的手続の場合のみ利用あり
 ■ 法的手続、法的手続以外の事業活動ともに利用あり
 ■ 法的手続以外の事業活動に関する相談でのみ利用あり

【注】 nは有効回答数、%は有効回答率の数値。

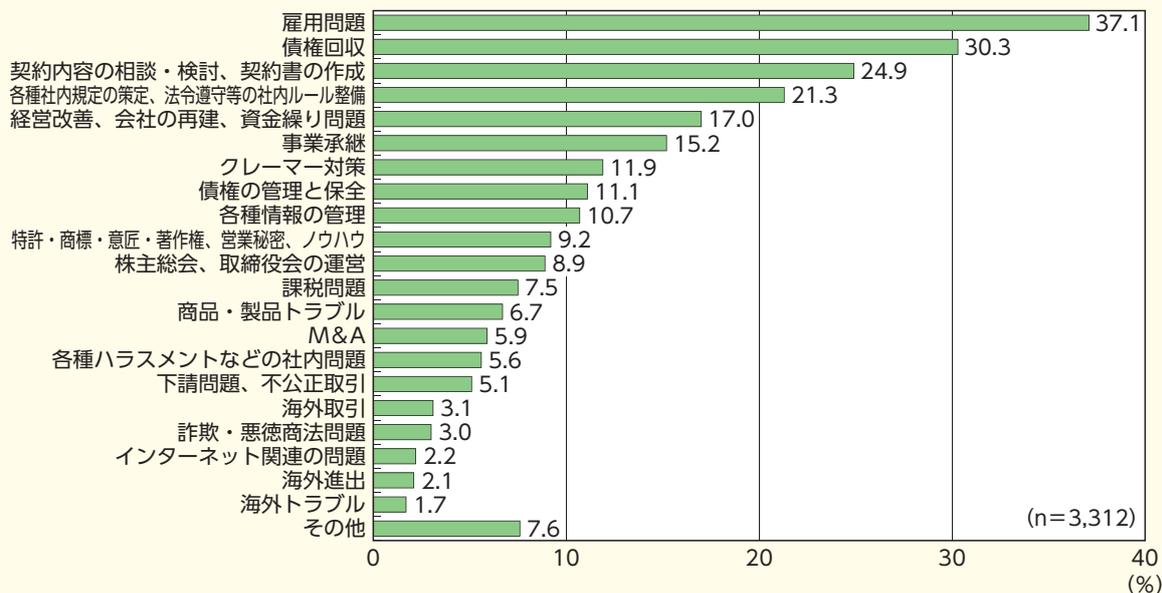
3 法的課題・困りごと内容

このデータは、中小企業が、調査時点でどのような法的課題・困りごとを持っているかを示している。尋ね方が異なるため一概な比較はできないが、10%を超える回答があった事項は、**調査1**では7項目であったのに対して、**調査2**では9項目であった。また非紛争系の困りごとが増えている傾向もうかがえる。また、困りごとの順位は、かつては債権回収が1位であったが、雇用問題が1位となった。雇用問題が上昇した理由は、昨今の行政主導による雇用問題への行政介入事案が増加したためだと考えられる。債権回収の困りごとが10%ほど減少した理由は定かではないが、(ここには掲載していない)売上高別のデータを見る限り、売上高が高くなるほど債権回収に関連した困りごとが増加する関係にあることがうかがわれるため、取引の多い企業はいまだに債権回収で困っているといえる。

資料 特2-5-1 これまで法的な課題として認識している事項 **調査1**



資料 特2-5-2 困りごと内容 (複数回答) **調査2**



【注】 nは有効回答数、%は有効回答率の数値。

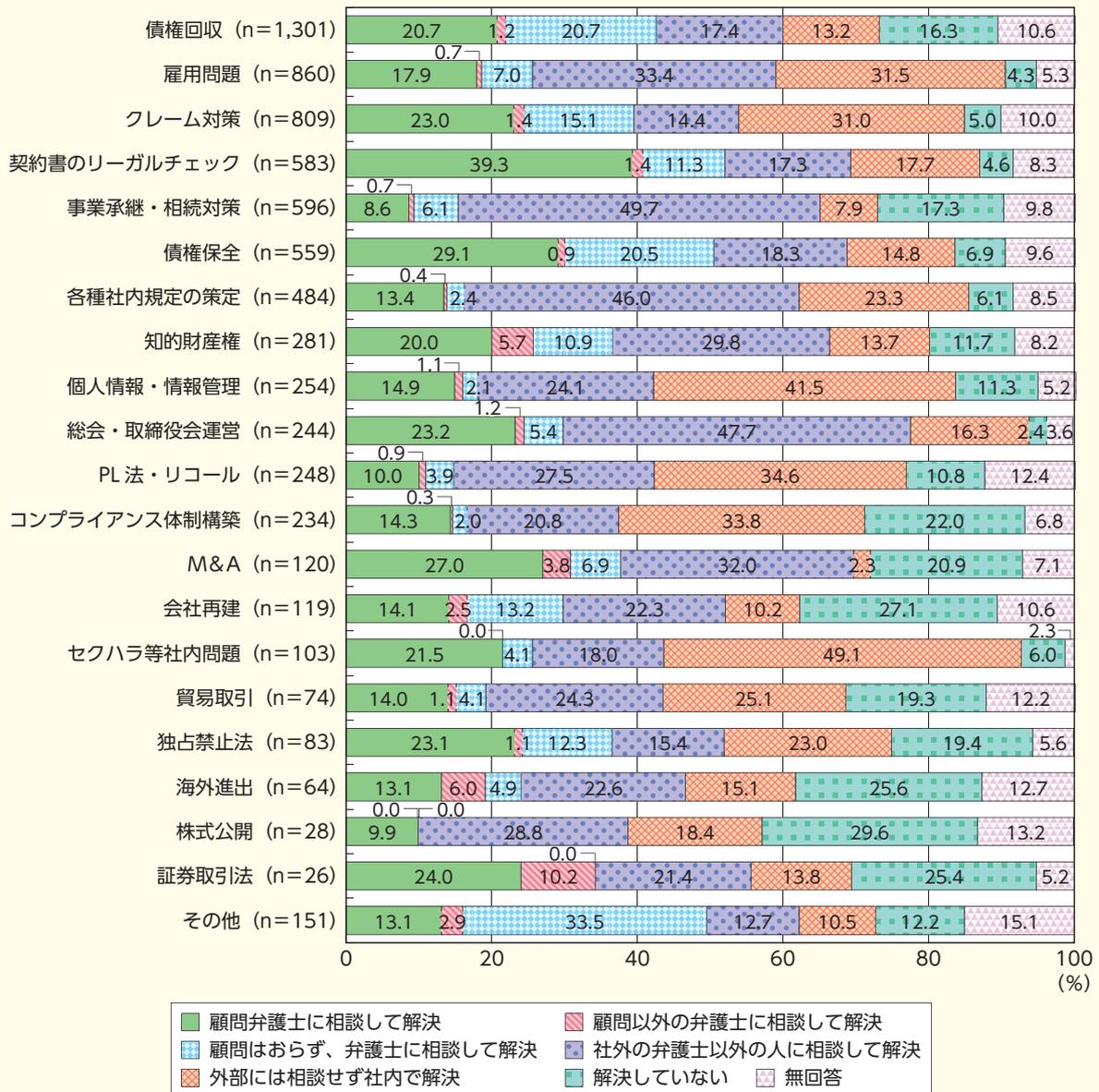
4 法的課題・困りごとへの対処

このデータは、前述の法的課題・困りごとに、どのように対処したかを示すデータである。

調査1と調査2を比較すると、債権回収、クレーム対策、契約書関連の対処については弁護士に相談したという回答の割合が上昇している。一方で、雇用問題、各種社内規定整備については、「弁護士以外の社外の方に相談して対処した」の回答が増加している。

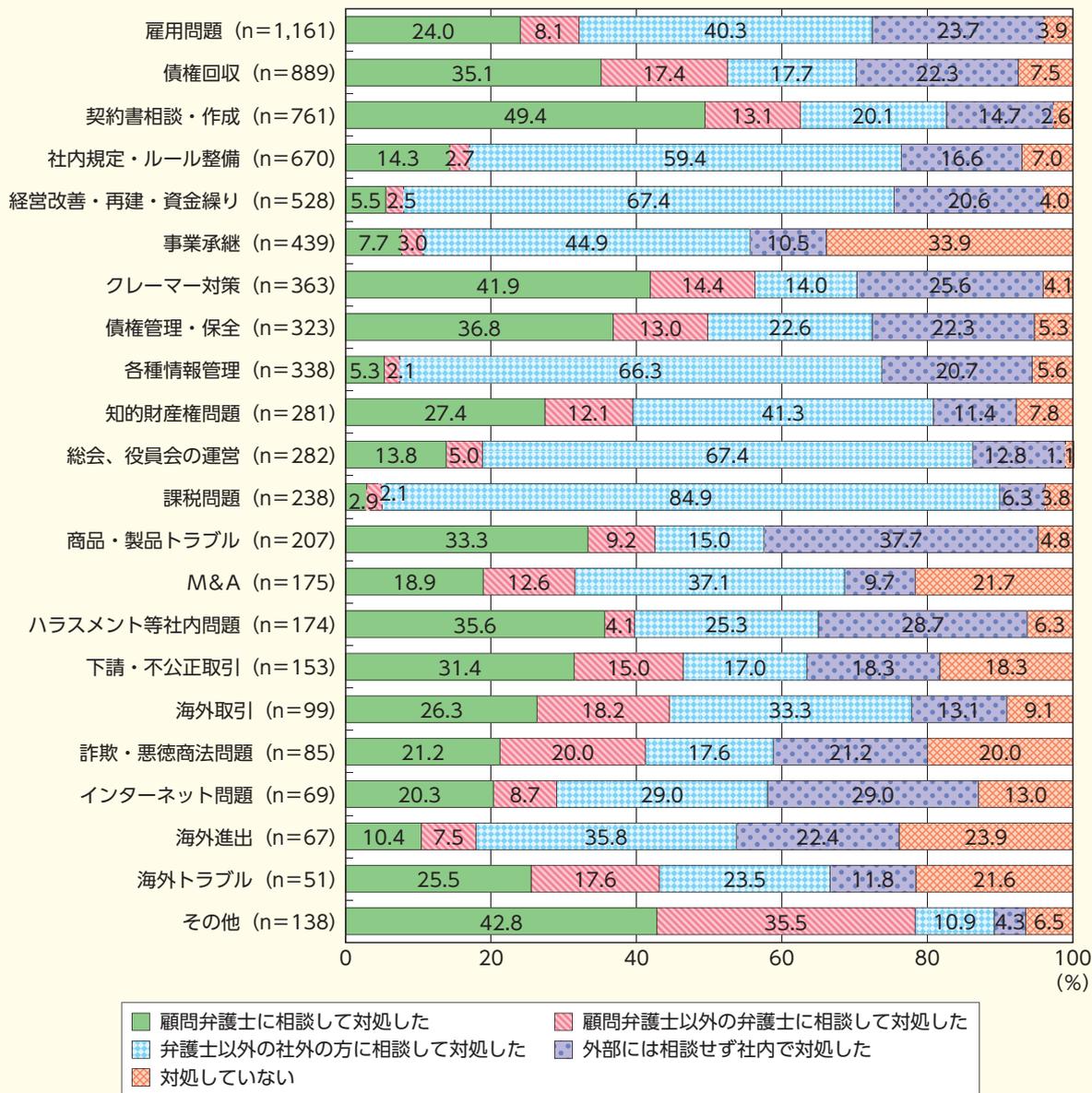
ここには掲載していない調査2のデータを確認すると、雇用問題と各種社内規定整備については、とくに社会保険労務士へ相談している事業者が多い。事業承継は、税理士に相談している事業者が多い。これは、必須となる社会保険・税務の手続から連続して相談しやすいということに加え、中小企業にとっては、これらの事項の専門家であると考えられていることも影響しているように思われる。

資料 特2-6-1 法的課題への対処 調査1



【注】 nは有効回答数、%は有効回答率の数値。

資料 特2-6-2 困りごとへの対処 調査2



【注】 nは有効回答数、%は有効回答率の数値。

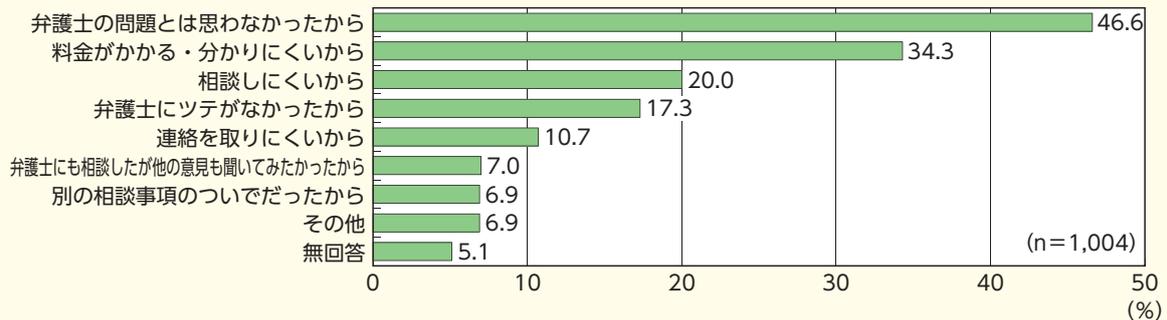
5 弁護士に相談しなかった理由 調査1・調査2

このデータは、前掲資料特2-6-1・2-6-2のデータで弁護士に相談しなかった事業者に、それぞれ、なぜ弁護士に相談しなかったかとの質問を行い、その回答を集めたものである。

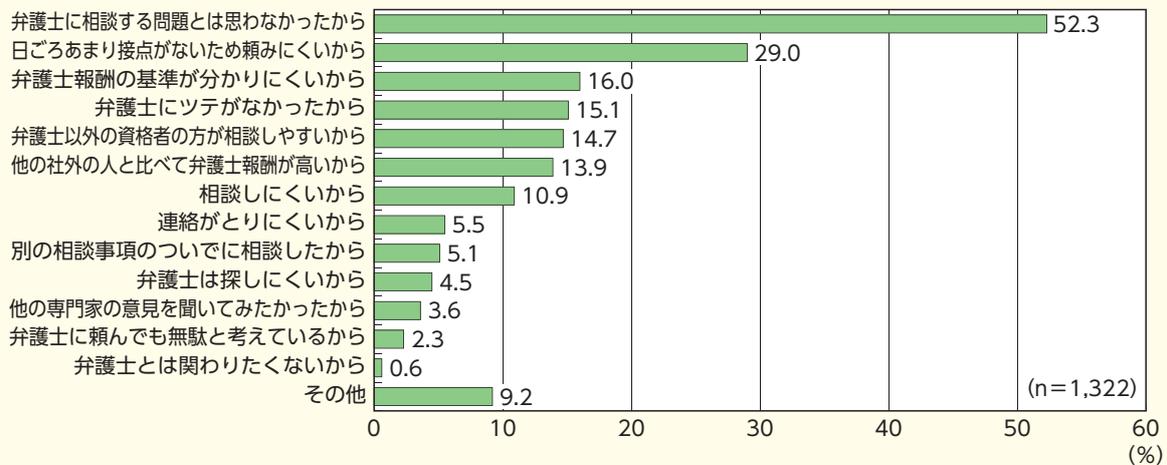
調査1と調査2ともに、「弁護士の問題とは思わなかったから」「弁護士に相談する問題とは思わなかったから」という回答が半数近くになっている。

また、「日ごろあまり接点がないため頼みにくいから」という回答が約3割あり、弁護士に相談することへのハードルがいまだに高いこともうかがわれる。

資料 特2-7-1 弁護士に相談しなかった理由（社外の専門家等に相談） 調査1



資料 特2-7-2 弁護士に相談しなかった理由（複数回答） 調査2



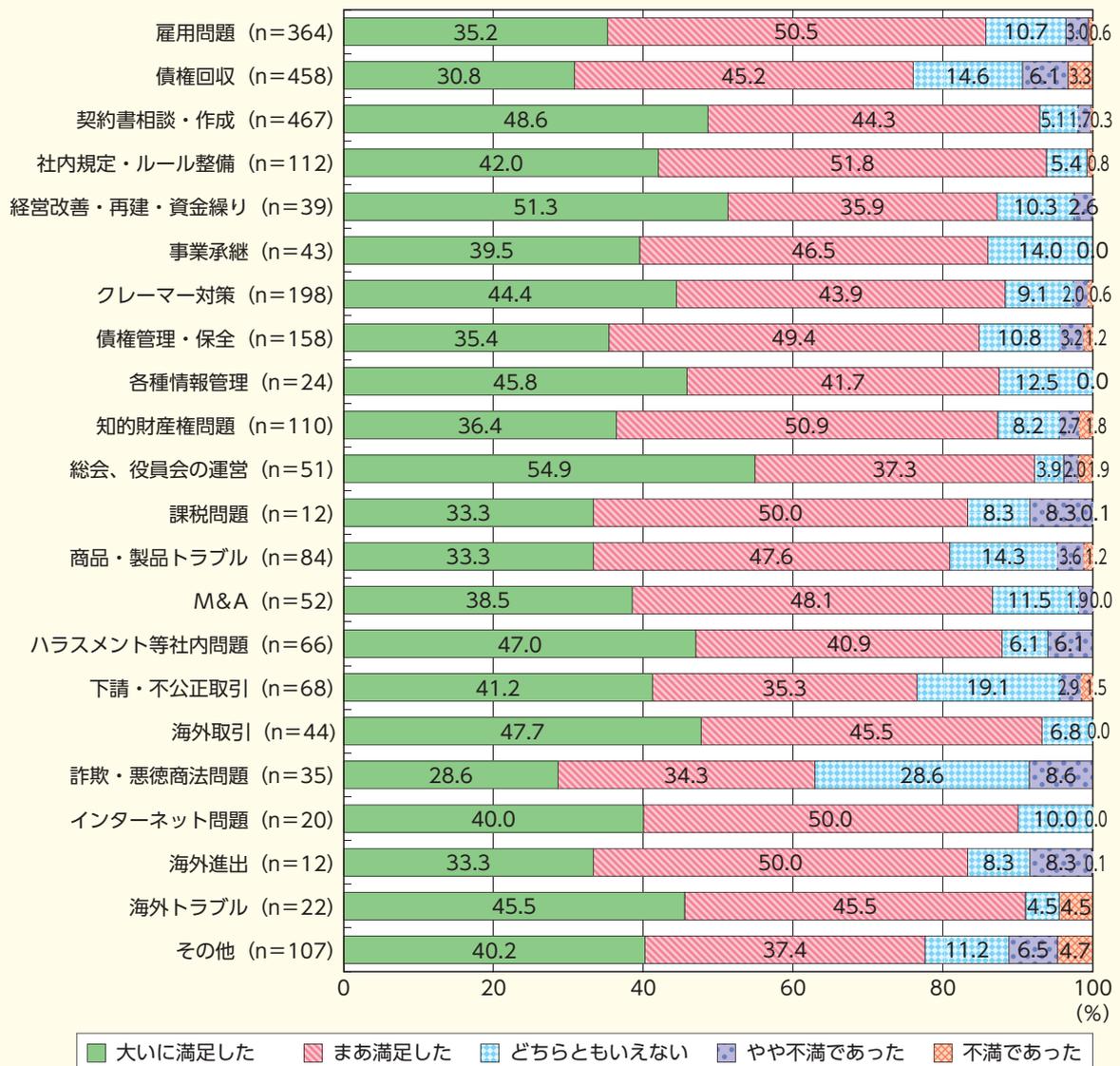
【注】 nは有効回答数、%は有効回答率の数値。

6 困りごとへの相談の満足度 調査2

このデータは、実際に困りごとを弁護士に相談した事業者に、その満足度を調査した結果である。

すべての項目で、満足度が高いことがうかがわれる。特に、予防法務（契約書、社内規定整備など）や総会、役員会の運営、専門性が高いといわれる分野（海外取引、インターネット問題など）の満足度は9割を超えている。一方で、債権回収や下請け・不正取引、詐欺等については、相対的には満足度がやや下がる。

資料 特2-8 困りごとを弁護士に相談した場合の満足度（単一回答）調査2



【注】 nは有効回答数、%は有効回答率の数値。

以上の過去2回実施した中小企業の弁護士ニーズ調査の結果、中小企業が実際に弁護士を利用した場合の満足度は高いものの、そこに至るまでの段階で、「弁護士に相談する問題とは思わなかった」、または、弁護士に相談する問題と認識しても、他の士業に相談したり、相談する弁護士を見つけられず、解決を先延ばしにしたりしているという実態が明らかとなった。

これらの結果を踏まえ、日弁連は、後述の事業者向けの相談窓口「ひまわりほっとダイヤル」を整備するとともに、日弁連中小企業法律支援センターを立ち上げ、中小企業に対するPR活動を続けている。

7 ひまわりほっとダイヤルの認知度

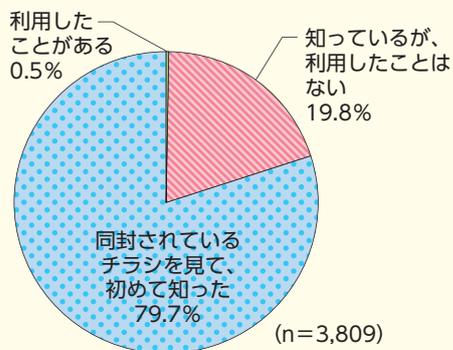
日弁連では、2010年に事業者向けの相談窓口として、「ひまわりほっとダイヤル」を設置した。

このデータは、「調査2」において「ひまわりほっとダイヤル」の認知度を調べたものである。

認知度としては、全国で2割程度、利用率は0.5%であるが、事業者向け相談窓口としては、10年程度の歴史しかない中では、相応の普及がなされているものといえる。

地域別のデータを見ると、例えば、調査実施当時、九州では佐賀県以外は後述の中小企業支援に関する意見交換会全国キャラバン（資料特2-13）を開催していたが、同キャラバンを開催した都道府県については「知っている」と回答した率が高くなっており、実際にその地域の中小企業関連団体と連絡を取り合うことで「ひまわりほっとダイヤル」の認知度が高まることがうかがわれる。

資料 特2-9-1 「ひまわりほっとダイヤル」の認知状況（単一回答）調査2



資料 特2-9-2 「ひまわりほっとダイヤル」の認知状況（地域別）調査2

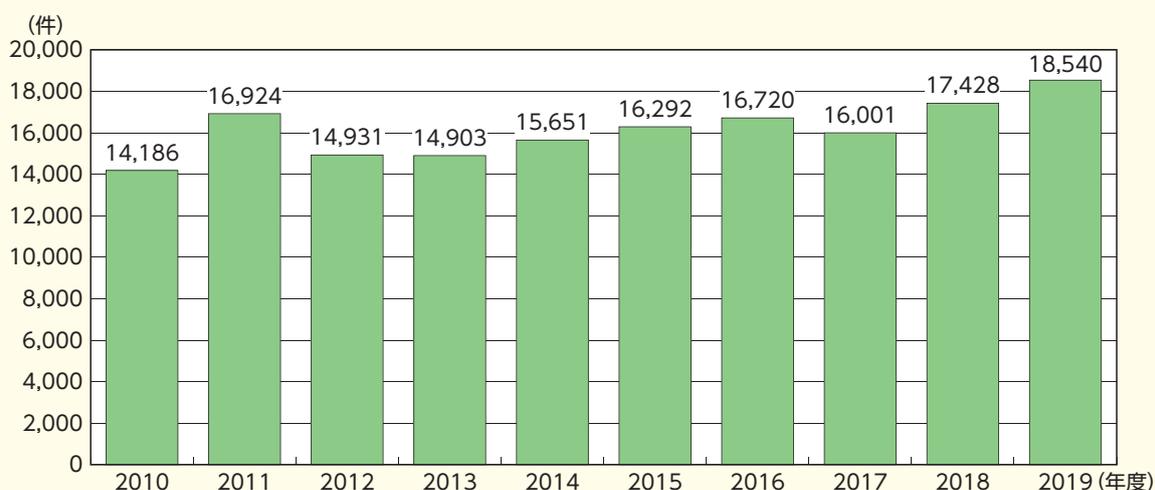
都道府県	回答数合計(件)	「ひまわりほっとダイヤル」の認知状況（単一回答） (%)		
		利用したことがある	知っているが、利用したことはない	同封されているチラシを見て、初めて知った
北海道	153	0.7	21.6	77.8
青森県	50	0.0	16.0	84.0
岩手県	70	0.0	25.7	74.3
宮城県	65	0.0	23.1	76.9
秋田県	61	0.0	29.5	70.5
山形県	61	0.0	23.0	77.0
福島県	60	0.0	18.3	81.7
茨城県	53	0.0	22.6	77.4
栃木県	57	1.8	24.6	73.7
群馬県	46	4.3	6.5	89.1
埼玉県	77	0.0	23.4	76.6
千葉県	72	0.0	11.1	88.9
東京都	481	0.4	21.6	78.0
神奈川県	108	0.0	16.7	83.3
新潟県	79	1.3	17.7	81.0
富山県	48	0.0	25.0	75.0
石川県	52	0.0	25.0	75.0
福井県	53	0.0	22.6	77.4
山梨県	41	0.0	31.7	68.3
長野県	82	0.0	14.6	85.4
岐阜県	70	1.4	15.7	82.9
静岡県	85	3.5	12.9	83.5
愛知県	136	0.0	11.8	88.2
三重県	46	0.0	10.9	89.1
滋賀県	47	0.0	17.0	83.0
京都府	44	0.0	18.2	81.8
大阪府	144	0.0	23.6	76.4
兵庫県	74	1.4	21.6	77.0
奈良県	41	0.0	14.6	85.4
和歌山県	45	0.0	33.3	66.7
鳥取県	56	1.8	28.6	69.6
島根県	53	1.9	17.0	81.1
岡山県	64	0.0	15.6	84.4
広島県	69	0.0	23.2	76.8
山口県	57	1.8	17.5	80.7
徳島県	53	0.0	26.4	73.6
香川県	41	0.0	17.1	82.9
愛媛県	46	0.0	10.9	89.1
高知県	58	0.0	19.0	81.0
福岡県	77	0.0	18.2	81.8
佐賀県	47	0.0	8.5	91.5
長崎県	48	0.0	16.7	83.3
熊本県	48	2.1	18.8	79.2
大分県	49	0.0	26.5	73.5
宮崎県	46	0.0	19.6	80.4
鹿児島県	37	0.0	24.3	75.7
沖縄県	49	2.0	18.4	79.6

第3章 ひまわりほっとダイヤル

「ひまわりほっとダイヤル」とは、日弁連と全国の弁護士会が運営する事業者向け相談窓口の総称で、全国共通のダイヤル番号「0570-001-240」に中小企業の経営者等が架電すると、発信地域の弁護士会の窓口自動的に転送され、当該弁護士会にて受付を行い、相談を担当する弁護士を紹介し、相談を実施するサービスである。2010年4月1日から、中小企業の弁護士に対するアクセス障壁の解消等を目的として運用を開始し、2020年4月1日に開設10年を迎えた。

1 受電件数

資料 特2-10-1 「ひまわりほっとダイヤル」受電件数



【注】2020年2月1日～17日の受電件数は、データを取得できなかったため含まれていない。

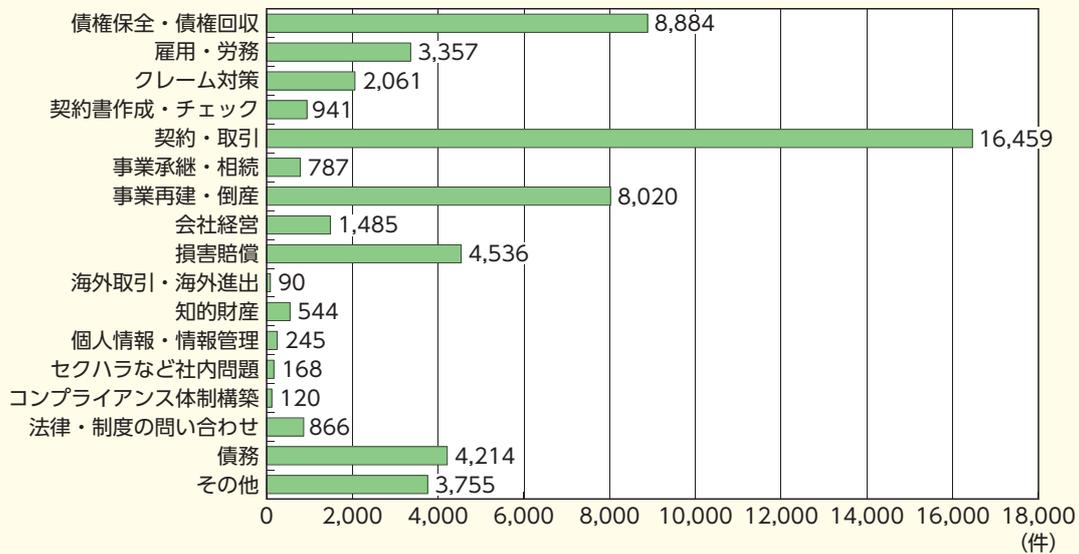
2 相談実施件数

資料 特2-10-2 「ひまわりほっとダイヤル」相談実施件数



3 相談内容

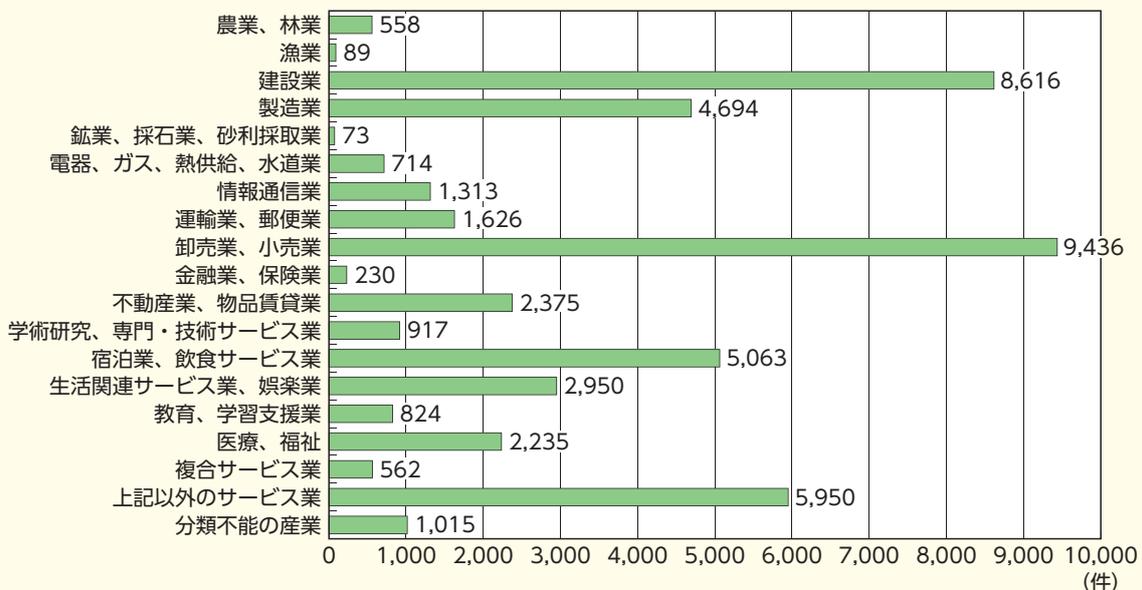
資料 特2-10-3 利用者の相談内容内訳 (2010年6月～2020年3月)



【注】2012年6月から選択肢を一部変更し、「契約書作成・チェック」「海外取引・海外進出」を新設した。(2012年5月まで、「契約書作成・チェック」は「契約・取引」に含んで集計。)また、「その他」は2012年6月以降の集計のみをグラフ化している。

4 利用者・相談者 (中小企業・小規模事業者) の業種

資料 特2-10-4 利用者の業種内訳 (2010年6月～2020年3月)



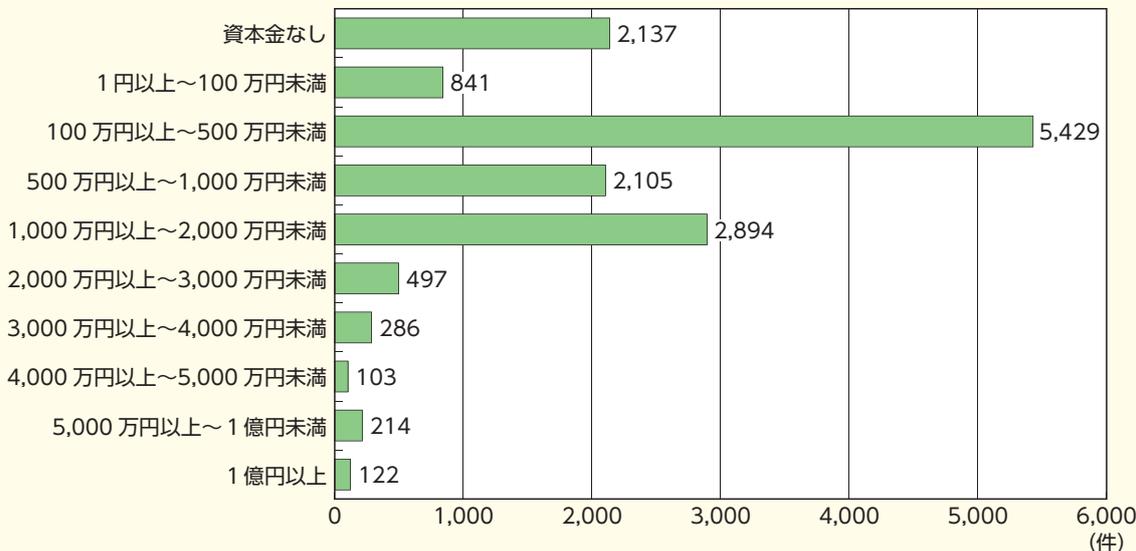
【注】2012年6月から選択肢を一部変更した。変更した選択肢は以下表のとおり。変更のない「建設業」「製造業」「情報通信業」及び以下表に記載した選択肢以外の選択肢は新設した。また、「その他」「上記以外のサービス業」は2012年6月以降の集計のみをグラフ化している。

■ 2012年6月以降の選択肢変更一覧

2012年5月まで	2012年6月から
「卸売業・貿易業・商社」「小売業」	「卸売業、小売業」
「運輸業・倉庫業」	「運輸業、郵便業」
「金融業」	「金融業、保険業」
「不動産業」	「不動産業、物品賃貸業」
「飲食業・宿泊業」	「宿泊業、飲食サービス業」

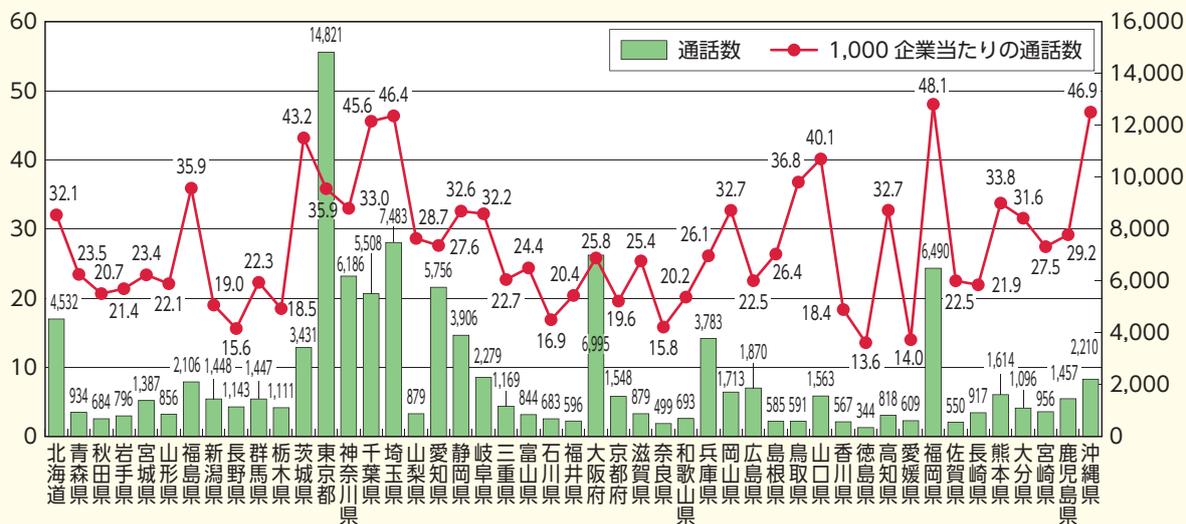
5 利用者・相談者（中小企業・小規模事業者）の事業規模

資料 特2-10-5 相談者の事業規模（資本金）内訳（2012年6月～2020年3月）



6 各都道府県別の「ひまわりほっとダイヤル」通話数

資料 特2-10-6 各都道府県別中小企業 1,000社当たりのひまわりほっとダイヤル通話数



【注】 1. 通話数…2010年4月～2020年3月の累計。
 2. 1,000企業当たりの通話数…2016年6月時点の都道府県別企業数（出典：中小企業庁ホームページ掲載資料「都道府県・大都市別企業数、常用雇用者数、従業者数（民営、非一次産業、2016年）」）を基に計算。

第4章 弁護士による中小企業への法的支援

1 総会宣言「中小企業・小規模事業者に対する法的支援を更に積極的に推進する宣言」

中小企業・小規模事業者に対する法的支援を更に積極的に推進する宣言（抜粋）

弁護士は、法による紛争の予防や解決に必要な情報やサービスが社会の隅々まで行き渡るよう努めるべき使命を担っている。我が国の約380万の中小企業・小規模事業者（中小企業基本法第2条に規定する「中小企業者」及び「小規模企業者」をいう。以下同じ。）は、事業者数や従業員数に占める割合、技術力等において、我が国の経済や雇用の主要な担い手でありながらも、これに対する法的支援が十分ではない現状がある。

よって、当連合会は、各弁護士会と連携・協働して、以下の諸取組を強化し、弁護士による法的情報の提供や法的助言等の法的支援を中小企業・小規模事業者にあまねく行き渡らせることにより、その個性や可能性を存分に伸ばし、自立を支え、中小企業・小規模事業者の健全な経営と持続的な成長を促進し、もって、地域経済・社会の活性化を図るとともに、経営者・事業者、従業員、取引先、その家族等の全ての関係者の暮らしと権利が守られる社会の実現を目指すことをここに宣言する。

1 弁護士会による相談・紹介制度の充実

「ひまわりほっとダイヤル」、「中小企業海外展開支援弁護士紹介制度」を始めとする当連合会及び弁護士会による相談・紹介制度を増強・充実させる。

2 関係機関・団体等との連携・協力関係構築の推進・強化

関係行政官庁、地方自治体、中小企業諸団体、金融機関、専門士業団体等、中小企業・小規模事業者の法的支援に資するあらゆる関係機関・団体等との間で適切な連携・協力関係を構築・増強する取組を更に推進・強化する。

3 調査・研究・提言と実践及び費用面でのアクセス障害の解消

中小企業・小規模事業者が抱える創業、海外展開、事業再生、事業承継その他の法的課題や新たに生じる課題について、調査・研究・提言や実践を継続・強化する。また、弁護士保険あるいは弁護士費用に関する共済制度等の研究・開発を検討・推進する。

4 研修制度の充実等による提供業務の高度化

弁護士向けの専門的研修の充実、法令や裁判例、各種公的支援施策や制度等に関する情報提供の充実等により、弁護士による中小企業・小規模事業者に対する法的支援がより高度で精通したものとなるよう取組を推進・強化する。

5 広報・啓発

中小企業・小規模事業者が対応を迫られる法的課題や新たに生じる課題についてセミナー及び法律相談会等を実施するとともに、上記の諸取組や中小企業・小規模事業者支援における弁護士の役割の周知に資する広報・啓発に努める。

2017年（平成29年）5月26日
日本弁護士連合会

【宣言全文】https://www.nichibenren.or.jp/document/assembly_resolution/year/2017/2017_2.html

2 中小企業庁・中小企業関連団体との共同声明

中小企業庁との間では、次の5つの共同声明をとりまとめるなど、現在まで、日弁連と中小企業庁は定期的に協議し情報交換を行っている。

資料 特2-11-1 中小企業庁との共同声明

2007年2月6日	中小企業の法的課題解決支援のための中小企業庁と日本弁護士連合会の連携について
2010年3月18日	中小企業の法的課題解決支援のための経済産業省中小企業庁と日本弁護士連合会の連携強化について
2011年6月15日	中小企業の法的課題解決支援に向けた中小企業庁と日本弁護士連合会の連携の拡充について～震災復興のために～
2013年2月25日	中小企業金融円滑化法への対応及び中小企業の海外展開の支援に関する中小企業庁と日本弁護士連合会の連携の強化について
2015年3月10日	中小企業の事業再生支援に向けた中小企業庁と日本弁護士連合会の連携拡充について

また、以下の各団体との間でも、協定を結び、提携している。

資料 特2-11-2 中小企業関連団体との協定

日付	協定名	団体名
2011年4月27日	中小企業等支援に関する覚書	日本政策金融公庫
2011年6月15日	東日本大震災によって被害を受けた中小企業支援に関する協定書	中小企業基盤整備機構

3 日弁連中小企業法律支援センターの活動

(1) これまでの主な活動内容一覧

資料 特2-12 日弁連における中小企業支援の歩み

年月	日	分類	活動内容・出来事
2006年6月	15日	組織	弁護士業務総合推進センター設置（2008年6月14日まで） 同センター内に「中小企業関連業務推進PT」設置
2006年12月		ニーズ調査1	第1回中小企業の弁護士ニーズ全国調査の実施（東京地域）
2007年2月	6日	連携	共同コミュニケ「中小企業の法的課題解決支援のための中小企業庁と日本弁護士連合会の連携について」取りまとめ
2007年5月		ニーズ調査1	第1回中小企業の弁護士ニーズ全国調査の実施（東京以外）
2007年6月		組織	弁護士業務改革委員会内に「中小企業支援小委員会」設置
2008年3月		ニーズ調査1	第1回中小企業の弁護士ニーズ全国調査報告書の公表
2008年3月		刊行物	冊子「教えて弁護士さん！中小企業での弁護士の活用法」の発行
2008年3月	8日	イベント	中小企業のための無料法律セミナー、無料法律相談会の実施
2008年6月	15日	組織	法的サービス企画推進センター設置（2010年5月31日まで）
2008年9月		意見表明	「中小企業関連業務の推進に関する提言」の取りまとめ
2009年3月	19日	イベント	全国一斉無料法律相談会・シンポジウムの開催
2009年3月		広報	中小企業向け弁護士業務紹介等DVD「中小企業経営者の皆さんへ 弁護士はあなたのサポーターです」の制作 ※2011年改編
2009年5月	1日	組織	中小企業支援のための組織体制等検討連絡協議会設置
2009年10月		広報	会員向け中小企業関連業務推進等DVD「弁護士新時代 中小企業 の期待に応える！～中小企業の潜在ニーズと弁護士の役割」
2009年11月	1日	組織	日弁連中小企業法律支援センター（理事会内本部）設置
2009年11月	20日	イベント (弁護士業務改革シ ンポジウム)	第16回弁護士業務改革シンポジウム第4分科会「中小企業と弁護 士の役割～中小企業支援業務の充実に向けて～」の開催（開催地： 愛媛）
2009年11月	30日		中小企業金融円滑化法成立
2010年2月		ほっとダイヤル	ひまわりほっとダイヤルのトライアル運用実施（神奈川県全域、愛 知県全域）
2010年3月		ほっとダイヤル	ひまわりほっとダイヤルのポスター・チラシ作成・配布、ホームペー ジ作成
2010年3月		刊行物	冊子「アンケート結果にもとづく中小企業のための弁護士報酬の目 安」の発行
2010年3月	18日	ほっとダイヤル	「ひまわりほっとダイヤル」開設記念式典開催（法曹会館）
2010年3月	18日	連携	共同コミュニケ「中小企業の法的課題解決支援のための経済産業省 中小企業庁と日本弁護士連合会の連携強化」取りまとめ
2010年4月	1日	ほっとダイヤル	「ひまわりほっとダイヤル」運用開始
2010年4月		組織	日弁連中小企業法律支援センター内に事業再生研究会を設置
2010年9月		イベント	全国一斉無料法律相談会・シンポジウムの開催 ※以後例年開催
2010年9月		イベント	第1回中小企業支援のための意見交換会（全国キャラバン）の開催 （開催地：熊本）※以後定例開催
2011年2月	1日	ほっとダイヤル	ひまわりほっとダイヤル相談担当弁護士メーリングリストの設置
2011年3月	11日		東日本大震災発生、国内企業の打撃と急激な円高
2011年3月	23日～31日	ほっとダイヤル	福島県内からのひまわりほっとダイヤルへの相談電話を東京の弁護 士が直接受電対応する電話相談の実施

年月	日	分類	活動内容・出来事
2011年4月		ほっとダイヤル	ひまわりほっとダイヤル相談料全国一律無料対応（東日本大震災関連相談の場合）
2011年4月	27日	連携	株式会社日本政策金融公庫との「中小企業等支援に関する覚書」締結
2011年5月		アンケート調査	経営指導員に対する弁護士の利用に関するアンケートの実施
2011年6月	15日	連携	独立行政法人中小企業基盤整備機構との「東日本大震災によって被害を受けた中小企業の支援に関する協定」締結
2011年6月	15日	連携	共同コミュニケ「中小企業の法的課題解決支援に向けた中小企業庁と日本弁護士連合会の連携の拡充について～震災復興のために～」公表
2011年6月	16日	ほっとダイヤルイベント	ひまわりほっとダイヤル開設1周年シンポジウム「中小企業の支援と被災からの復興に向けて～中小企業サポートネットワーク～」開催
2011年6月	16日	意見表明	「被災中小企業のための再生支援と民事法律支援に関する意見書」取りまとめ
2011年8月		組織	日弁連中小企業法律支援センター内に「国際業務支援部会」設置
2011年9月		アンケート調査	ひまわりほっとダイヤル相談弁護士に対するアンケートの実施
2011年11月	11日	イベント (弁護士業務改革シンポジウム)	第17回弁護士業務改革シンポジウム第8分科会「中小企業の身近で頼れるサポーターとなるために～中小企業を支援するネットワークの提言と実践～」開催（開催地：横浜）
2012年1月	6日	組織	中小企業の海外展開業務の法的支援に関するワーキンググループ設置
2012年2月		ほっとダイヤル	ひまわりほっとダイヤルのオンライン申込み受付開始
2012年4月		ほっとダイヤル	SNS サービス「Facebook」を利用したひまわりほっとダイヤルの広報開始
2012年6月		組織	日弁連中小企業法律支援センター内に「円滑化法終了問題対応PT」設置 ※現在は「事業再生PT」として活動継続。
2012年7月	14日	事業再生刊行物	書籍「中小企業事業再生の手引き」（日弁連中小企業法律支援センター編・商事法務）出版
2012年8月	30日		中小企業経営力強化支援法の施行、経営革新等支援機関の認定制度の創設（中小企業庁）
2012年10月		アンケート調査	ひまわりほっとダイヤルの利用者向け WEB アンケートの実施
2012年10月	23日	事業再生イベント	「中小企業金融円滑化法出口戦略に関するシンポジウム」の開催
2013年2月	20日	事業再生刊行物	書籍「中小企業のための金融円滑化法出口対応の手引き」（日弁連中小企業法律支援センター編・商事法務）出版
2013年2月	25日	事業再生連携イベント	シンポジウム「中小企業金融円滑化法終了が迫る！」開催、共同コミュニケ「中小企業金融円滑化法への対応及び中小企業の海外展開の支援に関する中小企業庁と日本弁護士連合会の連携の強化について」公表
2013年3月			中小企業金融円滑化法の終了
2013年3月	7日・8日	事業再生イベント	「金融円滑化法終了110番」の実施
2013年6月			認定支援機関連絡協議会及びワーキンググループの開催(中小企業庁)
2013年11月	8日	イベント (弁護士業務改革シンポジウム)	第18回弁護士業務改革シンポジウム第7分科会「弁護士による中小企業の海外展開支援～あなたの町の中小企業の挑戦を支えよう～」開催（開催地：神戸）
2013年12月			「経営者保証に関するガイドライン」の公表（日本商工会議所・一般社団法人全国銀行協会）
2013年12月		事業再生	「特定調停スキーム」の策定、運用開始
2013年12月	11日	事業再生イベント	会員向けセミナー「中小企業再生支援の実務～経営改善計画策定実務と新たな特定調停手続の運用を中心に～」の開催
2013年12月	5日	事業再生刊行物	「金融円滑化法終了への対応策としての特定調停スキーム利用の手引」（通称「手引1」）策定 ※以後2014年6月、同年12月、2020年3月改訂

年月	日	分類	活動内容・出来事
2014年4月			消費税率8%に引き上げ
2014年8月	22日	意見表明	「小規模企業振興基本計画（原案）に対する意見書」（パブリックコメント）の中小企業庁への提出
2014年9月	～2015年3月	創業支援イベント	「女性起業家のためのリーガル実践講座・無料法律相談会」全4回の開催（開催場所：大手町） ※日本政策投資銀行（DBJ）との共催。以後も定期的に共催企画実施。
2014年12月	12日	事業再生刊行物	「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の手法としての特定調停スキーム利用の手引」（通称「手引2」）策定 ※以後2020年3月改訂
2015年2月	15日	事業再生刊行物	書籍「中小企業再生のための特定調停手続の新運用の実務～経営者保証に関するガイドライン対応～」(日弁連中小企業法律支援センター編・商事法務) 出版
2015年2月	24日	事業再生	第1回特定調停キャラバンの開催（開催地：福岡）※以後定例開催
2015年3月	10日	連携	共同コミュニケ「中小企業の事業再生支援に向けた中小企業庁と日本弁護士連合会の連携の拡充について」公表
2015年3月	10日	事業再生イベント	第1回事業再生シンポジウムの開催 ※以後例年開催
2015年4月		ほっとダイヤル	ひまわりほっとダイヤルのポスター・チラシ刷新、広報用マグネットの新規作成
2015年10月	16日	イベント (弁護士業務改革シンポジウム)	第19回弁護士業務改革シンポジウム第1分科会「創業支援・弁護士活用法～弁護士があなたの創業チャレンジをサポートします～」開催（開催地：岡山）
2016年1月		組織	日弁連中小企業法律支援センター内に創業・事業承継PT設置
2016年1月		ほっとダイヤル	ひまわりほっとダイヤルHPのスマートフォンでの表示対応開始
2016年4月		事業再生（被災企業支援）	熊本地震による被災企業の事業再生のための本特定調停スキームの活用のための勉強会の開催（熊本県弁護士会会員対象）
2016年7月		ニーズ調査2	第2回中小企業の弁護士ニーズ全国調査実施
2017年1月		事業再生刊行物	「事業者の廃業・清算を支援する手法としての特定調停スキーム利用の手引」（通称「手引3」）の策定 ※2018年5月、2020年3月改訂
2017年1月		刊行物	冊子「弁護士会による中小企業法律支援活動（事例集）～中小企業法律支援活動の更なる充実のために～」の完成
2017年3月	1日	刊行物	書籍「中小企業法務のすべて」(日弁連中小企業法律支援センター編・商事法務) 出版
2017年4月		ほっとダイヤル	ひまわりほっとダイヤルのオンライン申込みフォーム簡略化
2017年4月		事業再生刊行物	漫画パンフレット「社長！廃業の前に考えて！～弁護士に聞いてみよう 頼りになります特定調停～」作成
2017年5月			認定支援機関連絡協議会の設置（中小企業庁）
2017年5月	26日	意見表明	定期総会宣言「中小企業・小規模事業者に対する法的支援を更に推進する宣言」採択
2017年7月	10日	シンポジウム	シンポジウム「中小企業の新時代～弁護士は中小企業の成長に貢献できるか～」開催
2017年8月		ニーズ調査2	第2回中小企業の弁護士ニーズ全国調査報告書の公表
2017年9月	9日	イベント (弁護士業務改革シンポジウム)	第20回弁護士業務改革シンポジウム第8分科会「事業承継における弁護士の役割と、他士業・他団体との連携～日本を支える中小企業の存続のために～」開催（開催地：東京）
2018年3月	1日	事業承継刊行物	書籍「事業承継法務のすべて」(日弁連中小企業法律支援センター編・きんざい) 出版
2018年11月	30日	事業承継イベント	第1回事業承継キャラバン開催（開催地：福岡県）※以後定例開催
2019年1月		創業支援刊行物	パンフレット「創業者が知っておきたい8つの法的ポイント～起業で失敗したくないあなたへ！！～」作成、配布

年月	日	分類	活動内容・出来事
2019年7月			「中小企業の日」及び「中小企業魅力発信月間」の実施開始（中小企業庁）
2019年9月	7日	イベント （弁護士業務改革シンポジウム）	第21回弁護士業務改革シンポジウム第6分科会「『事業承継』その先へ～弁護士による事業承継の対応や承継後の事業の維持・発展に向けた弁護士の役割～」開催（開催地：京都）
2019年10月	1日		消費税率10%に引き上げ
2020年1月			国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認される
2020年2月	19日	創業支援 イベント	創業者向けセミナー「弁護士と一緒に考える～起業家のためのリーガル・リスク・マネジメント～」開催（開催場所：TOKYO 創業ステーション）
2020年3月		事業再生 刊行物	特定調停スキーム利用の手引（3種類）改訂・公表
2020年4月		ほっとダイヤル	ひまわりほっとダイヤル相談料全国一律無料対応（新型コロナウイルス関連相談の場合）※2020年5月31日まで
2020年4月	1日	ほっとダイヤル 意見表明	「『ひまわりほっとダイヤル』開設10周年に当たっての会長談話」公表
2020年4月	7日		新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言の発令 ※2020年5月25日解除
2020年5月		事業再生 （新型コロナ対応）	事業者向けYouTube動画「『コロナ倒産』を回避する！危機対応の資金繰り対策」の制作・配信
2020年5月	15日	意見表明	「中小企業・小規模事業者に対する新型コロナウイルス感染症対策の緊急融資に関して改善を求める会長声明」公表

(2) 各種キャラバン・シンポジウムでの実績

① 中小企業支援に関する意見交換会（全国キャラバン）

日弁連では、「ひまわりほっとダイヤル」などの取組を事業者及び中小企業関連団体にPRし、弁護士自身の中小企業分野への意識改革を図ることを目的に、全国各地で事業者・中小企業関連団体との「中小企業支援に関する意見交換会（全国キャラバン）」を実施している。

また、事業者・中小企業団体関係者と弁護士間の理解を深めるとともに、連携を図る契機とするため、開催地の経済産業局、地方自治体、商工会議所、中小企業団体、金融機関、信用保証協会、地域によっては経済同友会、青年会議所など支援者・経営者の両側面で活動する団体の後援も得て、開催している。

これまでの開催状況は以下のとおり。

資料 特2-13 中小企業支援に関する意見交換会（全国キャラバン）開催一覧

	開催日	開催地（共催）		参加人数
		弁護士会	弁護士会連合会	
第1回	2010年9月22日	熊本県	九州	68名
第2回	2010年11月22日	青森県	東北	68名
第3回	2011年2月28日	新潟県	関東	95名
第4回	2011年6月27日	和歌山	近畿	81名
第5回	2011年7月11日	鳥取県 島根県	中国地方	95名
第6回	2011年9月1日	函館	北海道	40名
第7回	2012年2月13日	沖縄	九州	52名
第8回	2012年5月7日	福井	中部	70名
第9回	2012年9月26日	宮崎県	九州	60名
第10回	2013年1月22日	長野県	関東	65名
第11回	2013年7月16日	徳島	四国	81名
第12回	2013年11月18日	釧路	北海道	36名
第13回	2014年2月25日	群馬	関東	88名
第14回	2014年7月7日	岡山	中国地方	85名
第15回	2014年11月11日	岩手	東北	60名
第16回	2015年6月26日	鹿児島県	九州	53名
第17回	2015年9月25日	栃木県	関東	58名
第18回	2016年2月5日	大分県	九州	87名
第19回	2016年6月10日	広島	中国地方	92名
第20回	2016年9月2日	長崎県	九州	95名
第21回	2017年2月2日	静岡県	関東	102名
第22回	2017年7月3日	三重	中部	86名
第23回	2017年11月10日	山梨県	関東	90名
第24回	2018年2月9日	高知	四国	68名
第25回	2018年6月29日	奈良	近畿	96名
第26回	2018年11月19日	千葉県	関東	70名
第27回	2019年7月26日	福島県	東北	43名
第28回	2019年10月11日	滋賀	近畿	68名
第29回	2020年2月17日	金沢	中部	69名

② 特定調停キャラバン

（「新しい特定調停スキーム活用セミナー」～新たな中小企業再生支援の有効策～）

日弁連は、最高裁判所、中小企業庁と協議し、2013年12月、主に中規模以下の中小企業の事業再生を支援するための特定調停の手引（通称「手引1」）を、「経営者保証に関するガイドライン」が策定・公表されたのを受けて、2014年12月、保証債務のみを整理する「単独型」についての特定調停の手引（通称「手引2」）を、さらに、2017年1月には、事業者の早期の任意の廃業を支援する廃業型の特定調停の手引（通称「手引3」）を策定・公表した（各手引は、その後数度改訂されている。）。

日弁連では、各地の弁護士会、弁護士会連合会と共催し、関係機関の後援を得て、中小企業の事業再生・廃業支援に弁護士が関与することの意義や有用性について金融機関等の関係者に広く周知すること、及び上記手引1～3の活用方法や事例の紹介などを目的とした「特定調停キャラバン」を全国各地で実施している。

これまでの開催状況は以下のとおり。

資料 特2-14 特定調停キャラバン（「新しい特定調停スキーム活用セミナー」～新たな中小企業再生支援の有効策～）開催一覧

	開催日時	開催地	共催	参加人数
第1回	2015年2月24日	福岡市	福岡県弁護士会 九州弁護士会連合会	119
第2回	2015年6月2日	名古屋市	中部弁護士会連合会 愛知県弁護士会 あいち企業力強化連携会議	184
第3回	2015年9月14日	仙台市	東北弁護士会連合会 仙台弁護士会 みやぎ中小企業支援ネットワーク	93
第4回	2016年2月3日	札幌市	北海道弁護士会連合会 札幌弁護士会 北海道財務局	86
第5回	2016年5月10日	新潟市	関東弁護士会連合会 新潟県弁護士会	102
第6回	2016年9月9日	岡山市	中国地方弁護士会連合会 岡山弁護士会	122
第7回	2016年11月22日	徳島市	四国弁護士会連合会 徳島弁護士会	72
第8回	2017年2月8日	横浜市	関東弁護士会連合会 神奈川県弁護士会	180
第9回	2017年9月26日	長野市	関東弁護士会連合会 長野県弁護士会	103
第10回	2017年12月15日	京都市	近畿弁護士会連合会 京都弁護士会	64
第11回	2018年3月9日	静岡市	関東弁護士会連合会 静岡県弁護士会	120
第12回	2018年7月6日	長崎市	長崎県弁護士会 九州弁護士会連合会	54
第13回	2018年11月9日	旭川市	旭川弁護士会 北海道弁護士会連合会	63
第14回	2019年2月22日	奈良市	近畿弁護士会連合会 奈良弁護士会	58

③ 事業再生シンポジウム

事業者が私的整理で事業再生や廃業支援に取り組む意義・利点は大きく、また、弁護士が事業者の私的整理に関与する意義も大きい。そのことから、日弁連では、金融機関、中小企業関連団体、各種士業といった中小企業を取り巻く関係者向けに、2015年以來、「事業再生シンポジウム」を開催している。

これまでの開催状況は以下のとおり。

資料 特2-15 事業再生シンポジウム開催一覧

	開催日	テーマ	参加人数
第1回	2015年3月10日	「特定調停スキームの活用と経営者保証ガイドラインの運用」	191
第2回	2016年3月2日	「特定調停スキームと経営者保証ガイドラインの運用と実例」	269
第3回	2017年2月23日	「特定調停による事業再生の多様な展開～新たな廃業支援スキームの始動と再生スキームのケーススタディ」	323
第4回	2018年4月16日	「経営者保証に関するガイドラインの多様な展開と特定調停による活用」	266
第5回	2019年4月16日	「事業承継と事業再生を一体で進めるために」	195

【注】開催地はいずれも東京

④ 事業承継キャラバン

近時、経営者の高齢化と後継者の確保が難しい状況にある中小企業における休廃業が社会問題となっている。その状況に鑑み、日弁連中小企業法律支援センターでは、2017年及び2019年に開催された日弁連主催の「弁護士業務改革シンポジウム」において「事業承継」をテーマに分科会を開催した。その成果を全国の弁護士会及び中小企業支援関連団体と共有すること、また、事業承継時における弁護士の有用性についての認識を深めてもらい連携を促進することを目的に、中小企業関連団体等を対象にした「事業承継キャラバン」を実施している。

これまでの開催状況は以下のとおり。

資料 特2-16 事業承継キャラバン開催一覧

	開催日	開催地	共催	参加人数
第1回	2018年11月30日	福岡市	福岡県弁護士会 九州弁護士会連合会 福岡地域中小企業支援協議会 福岡県事業引継支援センター 福岡県事業承継支援ネットワーク	136
第2回	2019年6月7日	広島市	広島弁護士会 中国地方弁護士会連合会	101
第3回	2019年11月18日	奈良市	奈良弁護士会 近畿弁護士会連合会	47
第4回	2020年2月10日	仙台市	仙台弁護士会 東北弁護士会連合会	74

⑤ 弁護士業務改革シンポジウム

日弁連中小企業法律支援センターが設立された 2009 年以後、日弁連主催の「弁護士業務改革シンポジウム」において、弁護士による中小企業支援をテーマに分科会を実施している。

これまでの開催状況は以下のとおり。

資料 特2-17 弁護士業務改革シンポジウムにおける中小企業支援をテーマとした分科会開催一覧

開催日	開催地	テーマ	概要
2009年11月20日	愛媛	中小企業と弁護士の役割 ～中小企業支援業務の充実に 向けて～	2009年に設立された日弁連中小企業法律支援センターを通じた、中小企業・小規模事業者からの弁護士へのアクセス障壁の解消、中小企業法務問題への対応能力や実践的なスキルを有する弁護士の養成等、一層の支援活動の拡充・強化を図ることを提言した。
2011年11月11日	横浜	中小企業の身近で頼れるサ ポーターとなるために ～中 小企業を支援するネットワ ークの提言と実践～	中小企業等が経営上抱える様々な問題解決に適切なサービスをタイムリーに提供できるよう、情報共有、広報の相互協力、セミナーや勉強会、相談会の共催等の活動を行う中小企業関連団体間でのネットワークを構築することを提言した。
2013年11月8日	神戸	弁護士による中小企業の海外 展開支援 ～あなたの町の中 小企業の挑戦を支えよう～	グローバル化が進む中、海外展開は全国の中小企業にとっても身近になっている。中小企業がその拠点近くで気軽に海外展開に関する法的サービスを受けられるよう、海外展開業務を扱う弁護士の裾野を拡大し、日弁連及び弁護士会において弁護士紹介体制の構築・運営、諸団体との連携など、積極的活動を行うことを提言した。
2015年10月16日	岡山	創業支援・弁護士活用法 ～弁護士があなたの創業チャ レンジをサポートします～	個々の弁護士に創業支援に関する研鑽や、他土業等の創業支援機関とのネットワークの構築等を、また、日弁連及び弁護士会に対し、個々の弁護士の創業支援業務の充実・拡充を目的とする組織の整備、創業支援に関するマニュアル等の作成を、それぞれ提言した。
2017年9月9日	東京	事業承継における弁護士の役 割と、他土業・他団体との連 携 ～日本を支える中小企業 の存続のために～	中小企業において喫緊の課題である事業承継が進んでいない状況を踏まえ、弁護士に対する研修プログラムの実施、事業承継ネットワーク構築事業への参画、中小企業関連団体を通じた各土業専門家と連携した相談体制の構築等の具体的な取組案を提示し、弁護士会はその実情に合わせた取組を強化することを提言した。
2019年9月7日	京都	「事業承継」その先へ～弁護 士による事業承継の対応や承 継後の事業の維持・発展に向 けた弁護士の役割～	弁護士は、事業承継の実行段階のみならず承継後においても、中小企業等の収益力の維持・向上を実現するために、法律知識のみならず中小企業の経営への理解を深めていくこと、また、日弁連及び弁護士会においては、研修プログラムの実施や、他土業、他団体との連携体制を一層強化することを提言した。

第5章 総括（今後10年を見据えて）

中小企業・小規模事業者（以下、併せて「中小企業」という。）は、事業者数や従業員数に占める割合、技術力等において我が国の経済や雇用の主要な担い手でありながらも、これに対する法的支援が十分ではないことが、日弁連が2006年から2007年にかけて実施した「第1回中小企業の弁護士ニーズ全国調査」により明らかになった。これを受けて、日弁連が、弁護士による中小企業に対する法的支援活動を十全ならしめるべく、日弁連中小企業法律支援センターを設置して本格的に諸取組に注力を開始してから10年が過ぎた。

この間、日弁連は、「ひまわりほっとダイヤル」、「中小企業国際業務支援弁護士紹介制度」(*)を始めとする日弁連及び弁護士会による相談・紹介制度を増強・充実させるとともに、中小企業関連団体等との連携・協力関係の構築の推進・強化に努めてきた。また、その時々には中小企業が抱える重要な課題としてあがってきた、事業再生、海外展開、創業、事業承継その他の法的課題や、新たに生起する課題についても、日弁連中小企業法律支援センター内にプロジェクトチームを立ち上げるなどし、調査・研究・提言や実践を行ってきた。これらの活動内容及び更なる法的支援の取組に関する決意については、2017年5月に日弁連定期総会で採択された「中小企業・小規模事業者に対する法的支援を更に積極的に推進する宣言」(P32参照)に書かれているとおりである。

しかし、2016年に実施した「第2回中小企業の弁護士ニーズ全国調査」等によれば、弁護士による中小企業への法的支援の状況は一定の改善はうかがえるものの、訴訟・調停等の法的手続以外の相談・助言をはじめとする紛争予防のための法的サービスについては、十分に行き渡っていないことや、そもそも弁護士が提供できる法的支援内容に対する認知度が依然として低いこと、費用面での弁護士利用に関するアクセス障壁が大きいこと等々の実情や課題があり、いまだ道半ばという状況である。

さらに、今後10年を見据えると、人口急減・超高齢化の進行による国内市場の縮小、労働力人口の減少に伴い生じてくる新たな課題や、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による新しい生活様式・働き方の変化への対応、その他、変貌し続ける社会経済環境への対応など、今後、中小企業が対応していかなければならない課題は山のようにある。既に見えているところだけでも、働き方改革、新型コロナウイルス感染症の影響により窮境に陥った中小企業の事業再生、廃業に伴う経営資源の承継、産業構造の変化への対応、新たな価値創造のための取組、製品・サービスの優位性を価格に反映させるための取引条件の改善など、弁護士が中小企業に対して行うべき法的支援や課題は数多くある。

今後10年は、日本の中小企業にとって大きな転換期である。これを迎える中小企業に、弁護士による法的支援をあまねく行き渡らせることにより、その個性や可能性を存分に伸ばし、自立を支え、中小企業の健全な経営と持続的な成長を促進し、もって、地域経済・社会の活性化を図るとともに、経営者・事業者、従業員、取引先、その家族等の全ての関係者の暮らしと権利が守られる社会の実現を目指していかなければならない。

* 中小企業国際業務支援弁護士紹介制度（制度開始時の名称は「中小企業海外展開支援弁護士紹介制度」）の運用状況については、P210を参照。